

## 甲州市高齢者スマートフォン購入費補助金交付要綱

令和6年6月28日

告示第119号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者のスマートフォンの普及促進及び世代間における情報格差の解消を図るため、高齢者がスマートフォンを初めて購入した際の費用に対して、予算の範囲内で甲州市高齢者スマートフォン購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、甲州市補助金等交付要綱（平成17年甲州市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フィーチャーフォン 第3世代又は第4世代移動通信システムに対応している通話機能を中心にインターネット接続等が可能な従来型の携帯電話をいう。
- (2) スマートフォン モバイル向けオペレーションシステムが搭載されており、音声通話以外にインターネット接続（Webブラウザを利用して、Webサイトへアクセスできることを含む）、アプリケーションによるカスタマイズ、タッチパネルによる操作等が可能であり、かつ、地方公共団体情報システム機構が提供する公的個人認証サービスにおける電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書又は同法第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）の読み取りが可能な高性能携帯電話（フィーチャーフォンに該当する機種を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第6条の規定による申請を行う日（以下「申請日」という。）において市内に住所を有する者

- (2) 申請日の属する年度において65歳以上の者
- (3) スマートフォンを初めて購入（市長が別に定める販売店での購入に限る。）し、契約（フィーチャーフォンからスマートフォンへの機種変更契約を含む。）を行った者
- (4) 自ら使用する目的（事業の用に供するものを除く。）でスマートフォンを購入した者
- (5) 市長の指定するスマートフォン教室（スマートフォンの操作及び活用方法を教える集合形式の講座又はこれに準ずる個別相談会をいう。）を受講した者
- (6) 市税の滞納がない者  
（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用（これらに係る消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、購入する際に企業等が発行するポイント等の利用により減額された額がある場合は、当該額を控除した額とする。

- (1) スマートフォン本体の購入費用
- (2) 購入するスマートフォンのバッテリー充電のために必要な充電用機器の購入費用
- (3) スマートフォンの購入に係る事務手数料
- (4) スマートフォンの購入に伴うデータ移行手数料

2 前項第1号に規定するスマートフォン本体の購入費用について、スマートフォン本体を分割払により購入した場合の補助対象経費は、スマートフォン本体の購入費用のうち申請日までに支払った費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、2万円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回を限度とする。

（補助金の交付申請兼実績報告）

第6条 規則第2条の規定による申請は、スマートフォンを購入した日の属する年度の3月31日までに、甲州市高齢者スマートフォン購入費補助金交付申請兼実

績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて行うものとする。

- （1） スマートフォンの購入日、購入機種の内容が分かる書類
- （2） 申請者がスマートフォンの契約者本人であることが分かる書類
- （3） 補助対象経費の支払総額及びその内訳が分かる書類
- （4） 本人確認書類
- （5） その他市長が必要と認めた書類

2 前項の規定による申請は、規則第6条の規定による実績報告とみなす。

（補助金の交付決定及び額確定通知）

第7条 規則第4条の規定による通知は、甲州市高齢者スマートフォン購入費補助金交付決定兼額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 前項の規定による通知は、規則第7条の規定による通知とみなす。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和6年6月28日告示第119号）

この告示は、公布の日から施行する。

（宛先）甲州市長

申請者 住所  
氏名  
連絡先

甲州市高齢者スマートフォン購入費補助金交付申請兼実績報告書

1. 甲州市高齢者スマートフォン購入費補助金交付要綱に基づき、次のとおり申請します。

補助対象経費	本体及び充電用機器購入費+事務手数料+データ移行手数料 (イ) _____ 円 (税抜)  (イ) の額 × 1/2 = (ロ) _____ 円 (1,000円未満切捨て)
交付申請額	(ハ) _____ 円 ((ロ) と 2万円のどちらか少ない額)

2. 誓約・同意事項

次の内容を確認し、誓約・同意する場合は、☑してください。

<input type="checkbox"/>	私は、補助対象者の要件に全て該当します。
<input type="checkbox"/>	本申請の内容審査のため、私の住民票、滞納状況等について市担当職員が確認することに同意します。
<input type="checkbox"/>	補助金の交付後に交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した際には、補助金を返還します。

3. 振込先口座

金融機関名	支店名	区分	口座番号	口座名義人 (申請者と同一のこと)
		普通 当座		ワガナ

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲州市長 

甲州市高齢者スマートフォン購入費補助金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった、甲州市高齢者スマートフォン購入費補助金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円